

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第49号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生したときは、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（次条第2項において「被災職員等」という。）からその死傷病が公務又は通勤により生じた旨の申出があったときも、同様とする。</u></p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 実施機関は、前条の報告に係る災害が公務上の災害又は通勤による災害のいずれにも該当しないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>実施機関の長の職氏名</u></p> <p>(2) <u>前条後段に規定する職員の氏名</u></p> <p>(3) <u>傷病名</u></p> <p>(4) <u>災害発生日</u></p> <p>(5) <u>認定の理由</u></p> <p>(補償の請求方法)</p> <p>第8条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条、<u>第10条及び第24条の3</u>において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、第2号様式から第11号様式までによる補償の請求書を、職員の勤務する公署（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した公署）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、指定医療機関又は第6条に規定する訪問看護事業者</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生したときは、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第4条 略</p> <p>(補償の請求方法)</p> <p>第8条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び<u>第10条</u>において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、第2号様式から第11号様式までによる補償の請求書を、職員の勤務する公署（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した公署）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、指定医療機関又は第6条に規定する訪問看護事業者（以下「指定</p>

(以下「指定医療機関等」という。)において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(通勤による災害に係る一部負担金)
第24条の2 略

(審査の申立ての教示)
第24条の3 実施機関は、条例又はこの規則の規定に基づく通知(補償に関するものに限る。)をするときは、条例第18条第1項の規定により審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(公署の長の助力等)
第25条 略

医療機関等」という。)において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでない。

(通勤による災害に係る一部負担金)
第24条の2 略

(公署の長の助力等)
第25条 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。